

「家族で話そう!! わが家のスマホルール」解説



Q① Q②の解説: 友達を傷つける書きこみはやめよう!

SNSなどで会話をする場合や、ネット上に書きこみをする場合、顔が見えない気のゆるみや匿名性から、対面だと言えないとも言えるようになったり、攻撃性が増したりすることがあります。

しかし、だれがネット上に書きこんだかは特定することができます。書きこんだ内容によっては民事上・刑事上(損害賠償請求、名誉毀損罪、侮辱罪等)の責任を問われるおそれがあります。

書きこむ前に「自分が言われたらどう思うか」を考え、書きこもうとする内容が相手を傷つける言葉になっていないか、見返す習慣をつけましょう。

▽ 悪口・悪ふざけ画像等の投稿

軽い気持ちでウソの情報や悪口を投稿したことにより、お店や人が被害を受けた場合、訴えられてしまったり、ネットで炎上し、多くの人から社会的非難を受けたりしてしまうおそれがあります。

他の人の発言の再投稿(リポスト等)をただけであっても、加担したとみなされ、同様の責任を負う可能性があります。また、悪ふざけであっても「〇〇を爆破する」など脅迫めいた書きこみや犯行予告は犯罪とみなされる可能性があります。ネットやSNSなどへの書きこみは「悪ふざけ」「冗談」ではすまされないことがあります。



▽ グループトークでの友だちとのトラブル

グループトークでは、会話の流れが速く、ささいなことでも誤解や感情の行き違いが生じやすいです。

文字だけの会話では、意味が真逆に読み取られることもあります。記号やスタンプ、(*^*)vのような顔文字を活用して、気持ちが正しく伝わるような工夫をしてみましょう。

また、ムカッとしたとき、つい攻撃的になってひどい言葉を書きこんでしまいがちですが、そんなときは一呼吸してみましょう。文字だけだとケンカになりそうなときは、電話で話してみたり、直接会って話してみたりするのも良い方法です。

もしも、悪口やひどいことを言われたときは、画面をスクリーンショット等に残して、保護者や先生、相談機関等に相談しましょう。

Q③ Q④の解説: ケータイ・スマホを使いすぎないように気をつけよう!

学習で活用する機会も増えてきたネットですが、長時間の利用や夜遅い時間の利用は、視力や姿勢、睡眠などに影響すると言われています。寝る時間が遅くなると、生活リズムが乱れたり、眠くて授業に集中できなくなったりします。30分使ったら少し目を休める。使用は夜〇時までにするなど健康や日常生活への影響を気かけながら使い方を工夫してみましょう。

便利で楽しいスマホはつつい使いすぎてしまうこともあるかと思います。でも、使いすぎにより、家族や友達、周囲の人に迷惑をかけていませんか? 使用する時間や場所を考えてみましょう。



Q⑤ Q⑥の解説: ネットで画像や動画を公開するときは気をつけよう!

▽ 肖像権の侵害

肖像権とは他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真が無断で公表されたり利用されたりすることがないように主張することができる権利のことです。自分が写っている写真が、知らない間に不特定多数の人が見ることができるネット上に公開されていたら嫌だと思いませんか?

「友達だから」「これぐらいなら」と自分で決めずに、他の人が写真に写りこんでいる場合は、写っている本人や関係者に公開していいか確認するようにしましょう。

▽ 自画撮り被害・性的被害

ネットで知り合った人や友だちに下着姿や裸の写真を送っては絶対にダメ! 一度公開されてしまうと全てを削除することは困難です。ネットに刻まれた情報は「デジタルタトゥー」と言われるほど半永久的に残ってしまいます。相手から「嫌われたくなければ裸の写真を送れよ」「公開しないから自分だけに写真を送って」等を言われた時や、どうしたらいいかわからない時は、1人でなやまず、すぐに家の人や先生、相談機関等に相談してください。

Q⑦ Q⑧の解説: 情報を見きわめよう!

▽ 心のよりどころだったSNS上の知人による誘い出し被害

悩みも、モヤモヤすることも多い思春期の頃、「まわりの大人はわかってくれない」などリアルな生活で受けたストレスをネットにぶつけることで自分の気持ちをコントロールしようとする人も少なくありません。

そんな心理状態を知って近づいてくる危険な大人もいます。

ネットだけの交流では、相手の顔・すがた・気持ち、どれも本物かどうかわかりません。

ネットで知り合った人に深入りしないよう「ここまで!」の線引きをよく考えてみましょう。

ネットで出会った相談相手に会いに行き、暴力をうけたり、そのまま連絡がつかなくなったりする事例もあります。周囲に知られたくない悩みなら専門の相談窓口を利用しましょう。



▽ ネット上の情報には「ウソ」があります!

SNSで「いいね」をすると、似たようなものがオススメとしてあがってくるなど、ネットを使えば使うほど、個人の趣味に合う情報が目立つようカスタマイズされていきます。目にする情報がたよることから「自分の考えは常識」という感覚が強くなりがちに。

あなたが見ている情報も間違っていたり、意図的に作られたウソであったりする可能性もあります。

Q⑨ Q⑩の解説: 法律を守ろう!

▽ 不正アクセス・なりすまし投稿

のぞき見など、不正に入手したパスワード等を用いて、無断で、他人の端末や、SNS、ゲームアプリなどにアクセスするのは「不正行為アクセス行為の禁止等に関する法律」違反です。不正アクセス目的のパスワード等の不正入手や、他人のパスワード等を第三者に提供した場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

SNSなどで別人になりすまして投稿する人もいますが、有名人や友達になりすまして、ネット上で悪口などを書きこんだことによって、相手が傷ついたり、信用を失ったりした場合、名誉毀損などで訴えられる可能性があります。

▽ 著作権(作った人たちの権利を守る法律)・肖像権の侵害

映画、音楽、マンガ・・・世の中は著作物であふれています。それらを許可なくネット上に公開した場合だけでなく、違法に配信されている著作物だと知りながらダウンロードした場合(個人で楽しむ範囲でも)、2年以下の拘禁刑または200万円以下の罰金(またはその両方)が科せられることがあります。

フリー素材のように、2次利用や私的利用が許されているものもあります。使用するサービスの利用条件等をよく確認し、ルールに従って使うようにしましょう。

また、SNSのプロフィール欄に有名人や友人の写真等を許可なく掲載するといったことも肖像権の侵害にあたる可能性がありますので注意しましょう。

○ ながらスマホ(歩きスマホ・自転車スマホ)・道路交通法の改正(令和6年11月1日施行)

ながらスマホは「人やモノにぶつかる」「階段を踏みはずした」「赤信号に気付かなかった」など前方不注意や注意散漫による危険に直結します。

ケガだけではなく、高額な損害賠償や心の傷を負うことも。スマホ操作や画面の注視は、邪魔にならない所に立ち止まってからにしましょう。

自転車を運転しながらスマホ等の通話や操作をすることは道路交通法違反で6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金、交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金と、新しく罰則が整備されました。

○ 児童ポルノ事犯(令和5年・静岡県の子供の性被害状況)

小学生	中学生	高校生	その他	総数	前年(R4)
6(4)	9(8)	9(6)	1(1)	25(19)	60(51)

※表内は件数

()内は女子の内数

「丘の子どもたち 静岡県の少年非行等の概況」より

https://www.pref.shizuoka.jp/police/res/projects/project_police/page/002/001/892/okanokodomotati.pdf

児童ポルノを製造(児童に裸を撮影させ、SNSで画像を送信させる行為等)した場合は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金となります。

また、ネット上に児童ポルノを公開するなど、不特定多数への提供・公然陳列、それを目的とした製造を行った場合はさらに重い罪に問われます。法改正により、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持している場合も処罰の対象(1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)となったため、18歳未満のわいせつな画像等は持っているだけでも法律違反となる可能性があります。友だち同士であっても、裸の写真等を送らせたり、他人に送信・公開したりすることは法律で禁止されている行為です。撮らない・撮らせない・欲しがらないことが大切です。

○ 侮辱罪の法定刑引き上げ(令和4年7月7日施行)

悪質な侮辱行為に対して厳正に対処するため、法定刑がこれまでの「拘留又は科料」から「1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。「侮辱」にどのような行為が当たるかについては、法務省HPを参考にしてください。

※令和2年中に侮辱罪のみにより第一審判決・略式命令のあった事例(法務省HP) (<https://www.moj.go.jp/content/001375709.pdf>)